

社会福祉法人ことぶき会理事長の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ことぶき会（以下「ことぶき会」という。）定款第22条の規定に基づき、ことぶき会の理事長の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 ことぶき会の理事長の報酬は、次に定めるところによる。

1. 理事長 月額 200,000 円
2. 週 3 日間勤務＝月曜日、水曜日、金曜日
3. 勤務時間＝午前 10 時から午後 3 時まで

(業務内容)

第3条 ことぶき会の理事長の業務内容は、次に定めるところによる。
ことぶき荘、青葉荘の予算執行状況、運営及び管理の把握。

(支払時期)

第4条 この規程による報酬の計算期間は、1日から末日までとし、翌月15日に支払うものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。